（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八条）

**第三十九条**　［略］

［２・３　略］

（法第三十九条第一項等の規定による指定等）

**第四十条**　法第三十九条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第四十三条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　略］

（特例による書証の申出の方式・法第四十一条）

**第四十一条**　法第四十一条（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第四十条第二項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　略］

（書証の写しの提出を要する場合・法第四十一条）

**第四十二条**　法第四十一条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　略］

（調書の様式等）

**第四十三条**　調書には、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

２　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるものを引用し、損害賠償命令事件の記録に添付して調書の一部とすることができる。

３　法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第一項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

４　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

５　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第百四十二条に規定する文書の証拠調べについての調書に当該文書の写しを添付することができる。

６　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項において準用する同法第二百十九条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条の規定により提出され、若しくは送付された文書その他の物件の取調べ又は提示若しくは送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における調書、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件及び法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の証拠調べについて準用する。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

**第四十四条**　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（決定及び命令の方式）

**第四十五条**　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十四条）

**第三十一条**　［同上］

［２・３　同上］

（法第三十五条第一項等の規定による指定等）

**第三十二条**　法第三十五条第一項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第三十九条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　同上］

（特例による書証の申出の方式・法第三十七条）

**第三十三条**　法第三十七条（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第三十六条第二項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　同上］

（書証の写しの提出を要する場合・法第三十七条）

**第三十四条**　法第三十七条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　同上］

［新設］

［新設］

［新設］